

危険廃棄物取扱許可証管理弁法¹

公布機関：国務院
公布日：2004-05-30
実施日：2004-07-01
改正日：
発行番号：
時効性：有効

中華人民共和国国務院令

第 408 号

「危険廃棄物取扱許可証管理弁法」は 2004 年 5 月 19 日、国務院第 50 回常務会議で認可後に公布され、2004 年 7 月 1 日から施行する。

総理 温家宝

2004 年 5 月 30 日

危険廃棄物取扱許可証管理弁法

第一章 総則

第一条 危険廃棄物の回収、保管、処理など取扱業務の監督管理を強化し、危険廃棄物による環境汚染を防止するため、「中華人民共和国固体废物環境汚染防止法」に基づき、本弁法を制定する。

第二条 中華人民共和国内で危険廃棄物の回収、保管、処理などの取扱業務に従事する機関は、本弁法の規定に基づき、危険廃棄物取扱許可証を取得しなければならない。

第三条 危険廃棄物取扱許可証は取扱方式に基づき、危険廃棄物の回収、保管、処理の総合許可証と危険廃棄物回収取扱許可証に分かれる。

危険廃棄物総合取扱許可証を取得した機関は、各種危険廃棄物の回収、保管、処理など取扱業務に従事することができる。危険廃棄物回収取扱許可証を取得した機関は、自動車の補修で発生する廃棄鉍物油及び日常生活で発生するカドミウムニッケル電池の危険廃棄物の回収にのみ従事することができる。

第四条 県級以上の人民政府環境保護主管部門は本弁法の規定に基づき、危険廃棄物取扱許可証の認可発行と監督管理を行う。

第二章 危険廃棄物取扱許可証取得の条件

第五条 危険廃棄物回収、保管、処理の総合取扱許可証の取得を申請するには、以下の条件が必要である。

¹ 規則の意 訳注

(一) 中級以上の環境事業専門家または関連分野専門家が3名以上で、かつ3年以上の固体廃棄物汚染管理経験を持つ技術者がいる。

(二) 国務院交通主管部門の関連危険貨物運輸の安全条件を満たす輸送手段を備える。

(三) 国家または地方の環境保護基準を満たす包装道具、載せ換えや臨時保管の施設・設備及び検査に合格した保管施設・設備を有する。

(四) 国家または省、自治区、直轄市の危険廃棄物施設建設計画に合致し、国家または地方環境保全基準と安全条件を満たす処理施設・設備と付随の汚染対策施設を有する。そのうち、医療廃棄物集中処理施設が国家の関連医療廃棄物処理の衛生基準と条件を満たさなければならない。

(五) 取り扱う危険廃棄物類に相応する処理技術を有する。

(六) 危険廃棄物の取扱安全を確保する規則制度、汚染防止措置、事故応急救援措置を整備している。

(七) 埋立方式をもって危険廃棄物を処理する場合は、埋立場所の土地使用权を合法的に取得しなければならない。

第六条 危険廃棄物回収の取扱許可証の取得申請には、以下の条件が必要である。

(一) 雨水の防水・浸入防止ができる輸送手段を有する。

(二) 国家または地方環境保全基準と安全条件を満たす包装道具、載せ換えや臨時保管の施設・設備を有する。

(三) 危険廃棄物取扱安全を確保する規則制度、汚染防止措置、事故応急救援措置を整備している。

第三章 危険廃棄物取扱許可証取得の手順

第七条 危険廃棄物取扱許可証は国家が級別に分けて認可発行する。

下記機関の危険廃棄物取扱許可証は、国務院環境保護主管部門が認可発行する。

(一) 危険廃棄物の年間焼却量が1万トン以上である機関。

(二) ポリ塩化ビフェニル、水銀など環境と人体の健康に極めて脅威となる危険廃棄物を処理する機関。

(三) 国家危険廃棄物処理施設建設計画に含まれる総合的集中処理施設を利用して危険廃棄物を処理する機関。

医療廃棄物集中処理機関の危険廃棄物取扱許可証は、医療廃棄物集中処置施設の所在地の区が設けられる市級人民政府環境保護主管部門が認可発行する。

危険廃棄物回収取扱許可証は、県級人民政府環境保護主管部門が認可発行する。

本条第2項、第3項、第4項規定以外の危険廃棄物取扱許可証は、省、自治区、直轄市の人民政府環境保護主管部門が認可発行する。

第八条 危険廃棄物取扱許可証の申請取得は、危険廃棄物の取扱を行う前に許可証発行機関に申請を提出し、また本弁法第五条または第六条が規定する証明資料を添える。

第九条 許可証発行機関は申請受理日から20日以内（祝祭日を除く）に、申請機関が提出した証明資料を審査し、また申請機関の取扱施設を立入り検査する。条件を満たしていれば、危険廃棄物取扱許可証を発行し、これを公布する。条件を満たしていなければ、申請機関に書面にて通知し、その理由を説明する。

許可証発行機関は危険廃棄物取扱許可証を発行する前に、実際の必要に応じて衛生、都市・農村計画など関連主管部門や専門家の意見を求めることができる。申請機関は危険廃棄物取扱許可証に基づき、工商管理部門で登記登録手続きを行う。

第十条 危険廃棄物取扱許可証には以下の主な内容が含まれる。

- (一) 法人の名称、法定代表人、住所
- (二) 危険廃棄物の取扱方式
- (三) 危険廃棄物の類別
- (四) 年間取扱規模
- (五) 有効期限
- (六) 発効日と証書番号

危険廃棄物総合取扱許可証の内容には、保管、処理施設の住所も含まれる。

第十一条 危険廃棄物取扱機関で法人名、法定代表人、住所を変更する場合は、工商登記変更日から15日以内（祝祭日を除く）に、本来の許可証発行機関に危険廃棄物取扱許可証変更手続きの申請を行う。

第十二条 以下の状況のひとつが該当する危険廃棄物取扱機関は、本来の申請手順に従って新たに危険廃棄物取扱許可証を申請する。

- (一) 危険廃棄物取扱方式を変更する場合
- (二) 危険廃棄物類別を増加する場合
- (三) 従来 of 危険廃棄物取扱施設を新築・改築・増築する場合
- (四) 危険廃棄物の取扱が許可された年間取扱規模を20%以上上回る場合

第十三条 危険廃棄物総合取扱許可証の有効期限を5年、危険廃棄物回収取扱許可証の有効期限を3年とする。

危険廃棄物取扱許可証の有効期限が満了する危険廃棄物取扱機関が引き続き危険廃棄物取扱に従事する場合、危険廃棄物取扱許可証の有効期限満了日より30日（祝祭日を除く）前に、本来の許可証発行機関に更新申請を提出する。本来の発行機関は申請受理日から20日（祝祭日を除く）以内に審査を行い、条件を満たす場合は更新を行う。条件を満たさない機関には書面で通知し、その理由を説明する。

第十四条 危険廃棄物取扱機関が危険廃棄物の回収、保管、処理を中止する場合、その処理施設、場所の汚染防止措置を講じ、また未処理の危険廃棄物を適切に処理しなければならない。

危険廃棄物取扱機関は前項が規定する措置を講じる日から20日（祝祭日を除く）以内に、本来の許可証発行機関に取消申請を提出する。本来の発行機関は現場の立入り検査合格後、危険廃棄物取扱許可証を取り消す。

第十五条 無許可または取扱許可証が規定する以外の危険廃棄物回収、保管、処理に従事することを禁止する。

電子類危険廃棄物の中華人民共和国外からの輸入または中華人民共和国国境を経てこれを転移させることを禁止する。

危険廃棄物の回収、保管、処理を処理許可証のない機関に提供または委託することを禁止する。

危険廃棄物取扱許可証の偽造、変造、譲渡を禁止する。

第四章 監督管理

第十六条 県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、毎年3月31日までに前年度の危険廃棄物取扱許可証の発行状況を一級上の人民政府環境保護主管部門に報告し、記録に残す。

上級環境保護主管部門は、下級の環境保護主管部門による危険廃棄物取扱許可証の認可発行状況を監督検査し、下級の環境保護主管部門が危険廃棄物取扱許可証を認可発行する過程における違法行為を適時是正する。

第十七条 県級以上の人民政府環境保護主管部門は、書類検査や実地検査などの方法で、危険廃棄物取扱機関の監督検査を強化し、また監督検査状況と処理結果を記録して、監督検査員の署名を経てこれを保存する。

公衆は県級以上の人民政府環境保護主管部門の監督検査記録を閲覧する権利を有する。

県級以上の人民政府環境保護主管部門が、危険廃棄物取扱機関の経営活動で本来の許可証の条件と異なる状況を発見した場合、期限内にこれを是正するよう指示する。

第十八条 県級以上の人民政府環境保護主管部門は、危険廃棄物取扱機関が定期的に危険廃棄物取扱状況を報告することを求める権利を有する。危険廃棄物取扱機関は、危険廃棄物取扱状況に関する記録簿を作製し、回収、保管、処置する危険廃棄物の類別、発生源、行く先、事故の有無などを記載する。

危険廃棄物取扱機関は危険廃棄物取扱状況の記録簿を10年以上保存しなければならない。埋立方式で処理する危険廃棄物の記録簿は永久保存とする。取扱を中止する場合、危険廃棄物取扱状況の記録簿を所在地の県級以上地方人民政府環境保護主管部門の保存管理に引き渡す。

第十九条 県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は、危険廃棄物取扱許可証の記録管理制度を確立、整備し、また危険廃棄物取扱許可証の認可・発行状況を一般に公開する。

第二十条 危険廃棄物回収取扱許可証を取得する機関は、処理機関と受渡契約を結ばなければならない。また回収した鉱物油とカドミウムニッケル電池は90日（祝祭日を除く）以内に処理機関に引渡または委託して、これを処理しなければならない。

第二十一条 危険廃棄物の取扱施設を廃棄またはその他の用途に改造する場合、あらかじめ無害化処理をしなければならない。

危険廃棄物の埋立処理施設の使用期間満了後、危険廃棄物取扱機関は関連規定に従って危険廃棄物を埋め立てた土地を封鎖し、また確定した封鎖区域に永久的標識を立てなければならない。

第五章 法的責任

第二十二条 本弁法第十一条の規定に違反した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門が期限内にこれを是正するよう指示し、警告を与える。期限を過ぎても是正しない場合、本来の許可証発行機関が一時的に危険廃棄物取扱許可証を差し止める。

第二十三条 本弁法第十二条、第十三条第二項の規定に違反した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は違法行為をやめるよう指示する。違法所得を得た場合は、これを没収する。違法所得が10万元を越える場合、違法所得の2倍以上3倍以下の罰金に処する。違法所得がないかまたは違法所得が10万元未満の場合、5万元以上10万元以下の罰金に処する。

第二十四条 本弁法第十四条第一項、第二十一条の規定に違反した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は期限内にこれを是正するよう指示する。期限を過ぎても是正しない場合、5万元以上10万元以下の罰金に処する。汚染事故や犯罪が発生した場合は法的刑事責任を追及する。

第二十五条 本弁法第十五条第一項、第二項、第三項の規定に違反した場合、「中華人民共和国固体廃棄物環境汚染防止法」の規定に従って処罰を科する。

本弁法第十五条第四項の規定に違反した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門が危険廃棄物取扱許可証を接收するかまたは本来の発行機関が危険廃棄物取扱許可証を取り上げ、かつ5万元以上10万元以下の罰金に処する。犯罪に対しては法的刑事責任を追及する。

第二十六条 本弁法第十八条の規定に違反した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は期限内にこれを是正するよう指示し、警告を与える。期限を過ぎても是正しない場合、本来の発行機関が危険廃棄物取扱許可証を一時的に差し止めるかまたはこれを取り上げる。

第二十七条 本弁法第二十条の規定に違反した場合、県級以上の地方人民政府環境保護主管部門は期限内にこれを是正するよう指示し、警告を与える。期限を過ぎても是正しない場合、1万元以上5万元以下の罰金に処し、かつ本来の発行機関が危険廃棄物取扱許可証を一時的に差し止めるかまたはこれを取り上げる。

第二十八条 期限までに是正を求められた危険廃棄物取扱機関で、期限を過ぎても是正しないかまたは是正しても依然として本来の許可証の条件を満たしていない場合、本来の許可証発行機関は危険廃棄物取扱許可証を一時的に差し止めるかまたはこれを取り上げる。

第二十九条 環境保護主管部門は本弁法の規定により危険廃棄物取扱許可証を取り上げまたは接收する場合、工商管理部門に通知し、工商管理部門が法律に基づいて営業許可証を取り上げる。法律に基づいて危険廃棄物取扱許可証を取り上げられた、または接收された機関は、5年以内は危険廃棄物取扱許可証を申請してはならない。

第三十条 県級以上の人民政府環境保護主管部門の人員に以下の行為のひとつがあった場合、法律に基づきこれを行政処分に処する。犯罪が成立する場合は法的刑事責任を追及する。

(一)本弁法が規定する条件を満たしていない機関に危険廃棄物取扱許可証を発行する場合。

(二)合法的に危険廃棄物取扱許可証を取得していない機関や個人が無断に危険廃棄物取扱業務を行っていることを発覚した後もこれを調査・処罰しない、または通報を受けても法的処置を取らない場合。

(三)危険廃棄物取扱許可証を持つ機関に対して監督管理責任を怠るか、本弁法規定に違反する行為を調査・処罰しない場合。

(四)危険廃棄物取扱許可証の管理中にその他の汚職行為がある場合。

第六章 附則

第三十一条 本弁法の用語説明

(一)危険廃棄物とは、国家危険廃棄物リストにあるかまたは国家が規定する危険廃棄物鑑別基準と鑑別方法で危険性があると認定される廃棄物を指す。

(二)回収とは、危険廃棄物取扱機関が分散する危険廃棄物を集める業務を指す。

(三)保管とは、危険廃棄物取扱機関が危険廃棄物を処理する前に、それを環境保護基準を満たす場所または施設内に置くこと、及び分散する危険廃棄物を集めるために、1カ所の量が5,000kgを超えるかまたは放置時間が90日(祝祭日を除く)を超える廃棄物をその保管機関が準備した臨時施設または場所に置くことを指す。

(四)処理とは、危険廃棄物取扱機関が焼却、煅焼、溶解、焼結、分裂分解、中和、消毒、蒸留、抽出、沈殿、ろ過、解体や、危険廃棄物の物理的、化学的、生物的性能を変えるその他の方法を採用して、危険廃棄物の数量や体積を減らし、その危険成分を減少または除去する活動または危険廃棄物を環境保護規定に基づく場所や施設に最終的に放置して、これを再利用しない活動を指す。

第三十二条 本弁法の施行前に、地方の法規、規則またはその他文書の規定に従い、危険廃棄物取扱許可証をすでに取得した機関は、その危険廃棄物取扱許可証の有効期限満了日より 30 日（祝祭日を除く）前に、本弁法の規定に従って新たに危険廃棄物取扱許可証を申請する。期限を過ぎても申請しない者は、危険廃棄物取扱を継続してはならない。

第三十三条 本弁法は 2004 年 7 月 1 日から施行される。